

寒川町告示第 120 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 8 条第 1 項の規定により、別紙のとおり町道路線を認定し、同法第 18 条第 1 項の規定により町道路線の区域を決定し、及び同条第 2 項の規定により令和 3 年 12 月 14 日より供用を開始する。

その関係図面は、寒川町都市建設部道路課において、令和 3 年 12 月 14 日から令和 3 年 12 月 27 日まで縦覧に供する。

路線番号	路線名	起終	点	幅員(m)	延長(m)
02120	一之宮 120 号線	一之宮三丁目	2153 番 10 地先	4.50	68.20
		一之宮三丁目	2153 番 7 地先	4.50	
02121	一之宮 121 号線	一之宮一丁目	12 番 7 地先	4.50	73.00
		一之宮一丁目	12 番 14 地先	5.00	
05132	岡田宮山 132 号線	岡田	1125 番 2 地先	5.00	110.00
		宮山	20 番 9 地先	5.00	
05133	岡田 133 号線	岡田五丁目	1791 番 4 地先	4.50	60.30
		岡田五丁目	1796 番 10 地先	4.70	

令和 3 年 12 月 14 日

寒川町長 木村俊雄